

障がい者を対象とした 青森県職員採用選考試験 (高 校 卒 業 程 度)

令和 8 年 8 月 1 7 日
青森県人事委員会

受 付 期 間	8 月 17 日 (月) 8 : 30 ~ 9 月 11 日 (金) 17 : 15
第 1 次 試 験 日	10 月 18 日 (日)
試 験 会 場	青森県総合社会教育センター (青森市大字荒川字藤戸 119 - 7)

1 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
一 般 ・ 教 育 事 務	3 人 程 度	知事部局の本庁若しくは出先機関又は県立学校若しくは市町村立の小・中・義務教育学校又は教育行政機関において一般事務に従事します。

注 市町村立の小・中・義務教育学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになります。

2 受 験 資 格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- ① 昭和 62 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者
- ② 次に掲げる手帳等 (受験申込日及び受験日当日において有効であるもの) の交付を受けている者 (※ 受験申込日において交付申請中の場合は申し込めません。)
 - ア 身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師 (以下「指定医」という。) 若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨が記載された診断書・意見書 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターが発行する知的障がい者であることの判定書
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳

③ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日、試験会場及び合格発表(予定)

	試験日	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	10月18日(日)	青森県総合社会 教育センター	10月26日(月)	受験者全員に可否を书面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県合同庁舎の掲示板に掲示します。また、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示します。 [https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html]
第2次試験	11月15日(日)		11月27日(金)	

注 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内ホームページ「緊急情報等」ページに掲載します。(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsu.html>)

4 試験の種目及び内容

試験	種目	内 容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。(40題、2時間) (出題分野：社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)
	適性検査	公務員としての適性について、質問紙法による検査を行います。
第2次試験	作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行います。(800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価します。)
	面接試験	人物について、個別面接により試験を行います。 (使命感・責任感、積極性、課題認識力・経験学習力、コミュニケーション力・社会性、自己コントロール力等を評価します。)

注1 点字による受験の場合は、試験時間が一部異なります。

2 第1次試験の適性検査の結果は、第1次試験合格者のみ使用します。

5 配点

第1次試験	第2次試験			合 計
教養試験	作文試験	面接試験	計	
100	40	150	190	290

6 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、教養試験の得点が高い順に決定します。ただし、得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となります。

(2) 第2次試験

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定します。

7 受験申込方法、受付期間等（予定）

インターネットによる申込みを原則とします。

ただし、インターネットによる申込みができない場合は、郵送又は持参による方法で申込みしてください。

受験申込後、電話で内容確認をする場合があります。当人事委員会事務局（017-734-9829）から電話があった場合は、応答し、又は折り返し電話をしてください。

(1) インターネットによる方法（原則）

受 験 申 込 方 法	「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力してください。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認してください。 申込完了通知メールが届くまでは申込受付が完了していませんので、注意してください。
受 付 期 間	8月17日（月）午前8時30分から9月11日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付けます。
受 験 票 の 作 成	9月24日（木）に青森県職員採用案内ホームページに「受験番号一覧表」を掲載しますので、掲載後速やかに自分の受験番号を確認し、所定の方法により「受験票」を作成してください。

インターネットによる受験申込手順

1 インターネットによる受験申込が可能かどうか確認する

次の条件を全て満たす方は、インターネットによる受験申込を行うことができます。

(1) 第1次試験当日まで継続して使用できる電子メールアドレスを有していること。

（タブレット型端末・スマートフォンからも利用できます。）

(2) パソコン等にPDFファイルを開くための「Adobe Reader」等がインストールされていること。

2 試験案内を確認（又はダウンロード印刷）する

「受験資格」及び「受付期間」を必ず確認する。

3 利用者登録を行う

※ 登録済の場合、又は利用者登録せずに申し込む場合は、次の「4 手続き申込を行う」へ

- (1) システムにアクセスする。
- (2) 「青森県電子申請・届出システム」画面の上部タブの「利用者登録」をクリックする。
- (3) 「利用者管理」画面で、利用者登録説明及び利用規約を確認の上、「同意する」ボタンをクリックする。
- (4) 「メールアドレス入力（利用者登録）」画面で、メールアドレスを入力の上、「登録する」ボタンをクリックする。
- (5) 登録アドレス確認メールが返信されるので、示された利用者登録画面のURLにアクセスする。
- (6) 「利用者登録」画面で、必須事項（氏名、性別、郵便番号、住所、電話番号）等を入力し、確認の上登録する。
- (7) 利用者情報お知らせメール（利用者情報を登録した旨）が返信される。

4 手続き申込を行う

- (1) システムにアクセスする。
- (2) 「青森県電子申請・届出システム」画面の上部タブの「手続き申込」をクリックする。
- (3) 掲載されている手続き名の中から、受験を希望する試験の手続き名をクリックする。
- (4) 「利用者ID」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックする。

※利用者登録せずに申し込む場合

- ・「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックした後、手続き説明及び利用規約を確認の上、「同意する」ボタンをクリックする。
 - ・「メールアドレス入力」画面で、連絡先メールアドレスを入力する。
 - ・連絡先メールアドレスへ申込画面のURLを記載したメールが送信されるので、アクセスする。
- (5) 受験申込入力画面に所定の事項を入力する。
 - (6) 入力完了後、「確認へ進む」ボタンをクリックする。
 - (7) 「申込確認」画面で内容を確認し、「申込む」ボタンをクリックする。

5 メールを受信する

- (1) 申込入力送信後、「申込完了通知メール」が返信される。
(メールを保存するか、または、整理番号・パスワードを記録しておく。)

原則として、この時点で受付が完了したものとして取り扱います。

- (2) 申込受付期間終了後、「受理通知メール」が送信される。

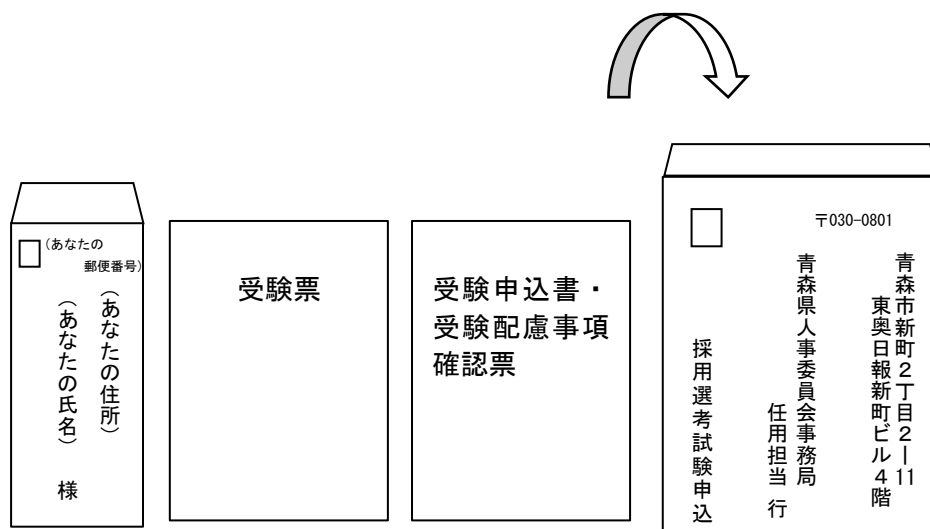
(2) 郵送又は持参による方法

受験申込方法	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、受験申込書・受験配慮事項確認票、受験票及び返送用封筒を封入し、 簡易書留 で当人事委員会事務局に郵送してください。
	直接持参する場合	受験申込書・受験配慮事項確認票、受験票及び返送用封筒を当人事委員会事務局に提出してください。
受付期間	8月17日（月）から9月11日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日は受け付けません。） 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 郵送の場合は、9月11日（金）必着です。	
受験票の交付	受験票は、受験番号を記入の上、9月25日（金）に発送します。受験票が9月30日（水）までに返送されない場合は、速やかに当人事委員会事務局まで連絡してください。	

郵送又は持参による受験申込手順

- 1 受験申込書・受験配慮事項確認票に必要な事項を記入する。
- 2 受験票に氏名を記入する。
- 3 長形3号サイズ（縦23.5cm×横12cm）の封筒のあて先記載面に、受験票返送先の住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付する。
- 4 受験申込書・受験配慮事項確認票、受験票、3で作成した返送用封筒を、青森県人事委員会事務局へ提出する。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、**簡易書留**で送付すること。（封筒の大きさは問わず、折って封入してもよい。）



- 5 提出された受験票は、申込受付期間終了後、青森県人事委員会事務局において受験番号を割り振り、3で作成した返送用封筒により返送する。
- 返送された受験票には必ず写真を貼り、試験当日に持参すること。

8 面接カードの入力（第1次試験合格者のみ）

第1次試験合格者は、「面接カード」の入力が必要です。「青森県電子申請・届出システム」による入力フォームに、10月26日（月）9時00分から11月4日（水）17時15分までの間に入力してください。

- 注1 「青森県電子申請・届出システム」による入力フォームは、10月26日（月）に青森県職員採用案内のホームページ上に掲載します。
- 2 「青森県電子申請・届出システム」は、一定時間（約180分）の画面遷移がないことでタイムアウトとなり、それまでの入力内容が無効となる場合があります。一時保存又は文面等をあらかじめ用意した上で入力を始めることを推奨します。
- 3 「青森県電子申請・届出システム」による入力ができない場合は、10月29日（木）17時15分までに、当人事委員会事務局に連絡してください。

（1）入力上の注意

- ① 面接カードは面接試験の資料となります。
- ② 職種欄は、従事する職務について、「知事部局」における事務と「学校・教育行政機関」における事務で、より志望度が高い方を選択してください。
- ③ 数字は算用数字で入力してください。
- ④ 写真のデータ（6か月以内に正面から撮影した顔写真で、JPEG 又は JPG 形式の画像ファイル（縦横比は縦4：横3）とし、データサイズは2MB以内）を提出してください。
- ⑤ 入力内容は、入力後に「青森県電子申請・届出システム」からPDFデータで出力が可能です。
- ⑥ 入力期間内であれば「申込内容照会」から入力内容の修正が可能です。修正を行う場合は当人事委員会事務局に必ず連絡してください（連絡なく修正された場合、修正内容が反映されません。）。

（2）入力項目及び文字数

- ① 本県職員を志望する理由・受験動機（220字以内）
- ② 県行政で携わりたい施策・部門（110字以内）
- ③ 最近関心を持った事柄についてのあなたの考えとその理由（220字以内）
- ④ 自己PR（220字以内）
- ⑤ 学生生活、社会的活動等で達成感が得られた経験（場面、行動等を具体的に入力してください。）（220字以内）
- ⑥ 仕事をする際に配慮を希望すること（220字以内）
- ⑦ 資格・免許（110字以内）

9 合格から採用まで

採用予定日は、令和9年4月1日です。

なお、採用時において「2 受験資格」(1)②に該当していることが確認できない場合、最終合格者であっても採用されません。

※ こどもと接する業務に従事することになる場合の注意事項

令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。詳細は、青森県職員採用案内のホームページをご確認ください。

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikaku_dbs.html)

10 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人からの口頭による申出に応じて本人に対して次のとおり情報提供します。受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参の上、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に当人事務委員会事務局に直接おいでください。

申出できる人	提 供 す る 情 報	提供できる期間
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、順位及び合格基準未滿の試験種目	第1次試験合格発表の日から1月間
第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点及び合格基準未滿の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間

注1 希望者には、郵送により試験結果を通知しますので、希望する場合は、第1次試験日当日に、110円切手を貼ったあて先明記の通知用封筒（長形3号）を持参してください。

2 合格基準未滿の試験種目がある場合には、順位又は最終順位はつきません。

11 給 与 等

初任給は、令和8年4月採用の高校新卒者の場合で200,300円程度、大学新卒者の場合で224,100円程度です。

なお、卒業後に職歴がある場合は、一定の基準で算出された額が加算されます。また、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

12 注 意 事 項

- 第1次試験当日は次のものを持参してください。
 - ・受験票
 - ・「2 受験資格」(1)②に掲げる手帳等の写し（「氏名」、「生年月日」、「障がい名」、「交付日」、「有効期限」、「障がいの等級」及び「交付機関」が記載された部分）
 - ・筆記具（HB又はBの鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム）
- 受験に際し、**特別な配慮を希望する方は、受験申込書・受験配慮事項確認票に必ず記入**してください。
- 受験票は、第1次試験当日に回収します。写しを保管しておきたい方は、あらかじめコピーをとるようにしてください。

【参考】

◎ 令和7年度 障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験の実施結果

試 験 職 種	受 験 者 （ 名 ）	合 格 者 （ 名 ）	受 験 倍 率 （ 倍 ）
一般・教育事務	16	4	4.0

◎ 令和7年度に出題した作文課題

これまでの経験の中で自分自身の成長を感じたことを一つ挙げ、そのことを仕事をする上でどのように活かしていきたいか、あなたの考えを具体的に述べなさい。

問 合 せ 先
受 験 申 込 先

青森県人事委員会事務局 任用担当

〒030-0801 青森市新町2丁目2-11

東奥日報新町ビル4階

電 話 017-734-9829 (直通)

(受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く。))

午前8時30分から午後5時15分まで

合格者掲示場所

(電話による照会は人事委員会
のみで受け付けます。)

青森県庁

(青森市長島1-1-1)

青森県合同庁舎

(弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市)

緊急時連絡先

(試験当日のみ)

試験日が近くなりましたら、青森県職員採用案内の
ホームページ「緊急情報等」ページに掲載します。

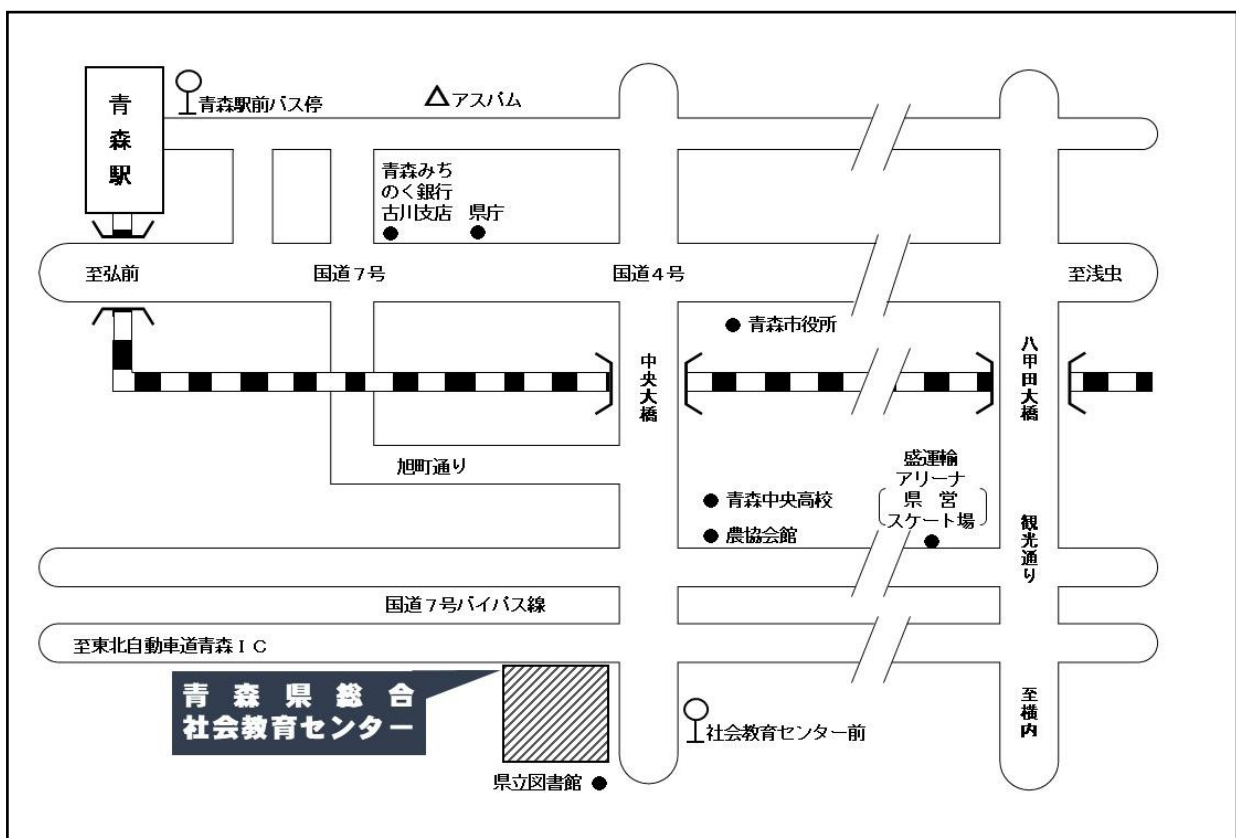
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsu.html>

(受付時間 試験当日の午前8時30分～

試験終了時刻)



試験会場案内



交通機関案内

・青森駅前6番のりばから青森市営バス「青森朝日放送行」に乗車し、「社会教育センター前」下車